

令和 6 年 度 実 施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

富山大学

令和 7 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	9
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	12
領域5 学生の受入に関する基準	14
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	16
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ
て実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」
という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識
者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価
を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識
者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調
査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会におい
て、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確
認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしてい
るか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・
研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしてい
るか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満
たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学とし
て相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- （１） 機構は、令和５年６月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和５年９月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- （２） 機構は、令和５年７月から９月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の８大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（６大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（２大学）

大阪女学院大学、放送大学

- （３） 機構は、令和６年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- （４） 機構は、令和６年６月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和６年	
７月	書面調査の実施
８月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和７年	
１月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- （５） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和７年１月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和7年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授(常勤)・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清 水 一 彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥 居 朋 子	立命館大学教育開発推進機構教授
中 根 正 義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根 本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴 田 潤 子	神戸大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長、白眉センター長
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
竹 内 淑 恵	法政大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花 屋 実	群馬大学理事・副学長・教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 口 正 洋	高知大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石 川 准	静岡県立大学名誉教授
岩 附 信 行	東京科学大学副理事・教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中 村 泰 之	名古屋大学教授
三 浦 浩 喜	福島大学長

光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・ ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
嵐 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一	明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

富山大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、すべての基準を満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- データサイエンス分野において、その教育研究により得られた知見を地域へ還元するため、令和3年度より富山県、富山市と連携し、学校教育推進、社会人教育推進、産学官金連携事業推進の3つの事業を実施している。令和5年度は社会人へのセミナー・実習を延べ約 1,000 人が受講した。さらに県内 19 の学校へ計 124 回の支援を行った。また、経済学部に開設したデータサイエンス寄附講座において、企業・団体からデータ利活用に関する相談を募り、課題解決や研究、人財育成等の協力を行っている。令和3年度は5企業、令和4年度は7企業、令和5年度は4企業1団体の案件を取り扱った。（基準4－1）

（第三者による評価結果の活用について）

基準6－1から6－8までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、人文学部、医学部、薬学部、工学部、芸術文化学部、都市デザイン学部、教職実践開発研究科について、国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域6の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 9 学部及び 4 研究科並びに 2 学環を置いている。

[学士課程]

- ・人文学部（1 学科：人文学科）
- ・教育学部（共同教員養成課程）
- ・経済学部（1 学科：経済経営学科）
- ・理学部（1 学科：理学科）
- ・医学部（2 学科：医学科、看護学科）
- ・薬学部（2 学科：薬学科、創薬科学科）
- ・工学部（1 学科：工学科）
- ・芸術文化学部（1 学科：芸術文化学科）
- ・都市デザイン学部（3 学科：地球システム科学科、都市・交通デザイン学科、材料デザイン工学科）

[大学院課程]

- ・人文社会芸術総合研究科（修士課程 1 専攻：人文社会芸術総合専攻）
- ・総合医薬学研究科（修士・博士前期課程 1 専攻：総合医薬学専攻、博士課程 1 専攻：総合医薬学専攻、博士後期課程 1 専攻：総合医薬学専攻）
- ・理工学研究科（博士前期課程 1 専攻：理工学専攻、博士後期課程 1 専攻：理工学専攻）
- ・持続可能社会創成学環（修士課程）
- ・医薬理工学環（博士前期課程、博士後期課程）
- ・教職実践開発研究科（専門職学位課程 1 専攻：教職実践開発専攻）

平成 30 年度に、自然科学と科学技術を基盤とし、社会科学的要素を加味した「自然災害の予測やリスク管理、社会基盤材料の開発、都市と交通の創造」に係わる特色ある国際水準の教育・研究を行い、デザイン思考に基づいた創造力を持って問題の発見・解決のできる人材を育成するために、都市デザイン学部を設置している。

平成 30 年度に、地域と国際社会に貢献する国際水準の研究を行い、科学技術で社会の持続的発展に寄与することを目的とし、自然科学と生命科学を基軸とした特色ある「ものづくり」教育を通して、工学全体を俯瞰できる幅広い教養と深い専門的知識を修得し、それを諸課題に応用できる問題解決力や豊かな創造力を持ち、自然と共生しながら地域社会や国際社会の持続的発展に貢献できる、倫理観・責任感を有したリーダー資質を持つ技術者・研究者を養成するために、工学部を改組して

いる。

令和4年度に、教員としての豊かな人間性と社会性、幅広い教養と知性に加え、教科等に関する専門知識や技能、それらを教授する基礎的能力、児童生徒理解に関する知識、学校現場における現代的課題に対応した教育活動を構想する能力を重視し、子どもへの教育的愛情と教員としての使命感、責任感、倫理観を身に付けるための教育を行い、多様化・複雑化する教育現場の諸課題の解決に向かって行動する学校教員を組織的及び計画的に養成するために、教育学部を設置している。

令和4年度に、人文・社会・芸術に関わる諸分野の視点から「“人”と“地”の健康」を実現する高度専門家を養成するために、人文社会芸術総合研究科（修士課程）を設置している。

令和4年度に、医学、薬学及び看護学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成するために、総合医薬学研究科（修士課程）を設置している。

令和4年度に、理工学及びその関連分野の学術的な理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力、及び倫理観を培い、自然科学及び科学技術の発展に寄与する人材を養成するために、理工学研究科（修士課程）を設置している。

令和4年度に、持続可能な社会の構築に必要な理工学及び社会科学の学際的な理論及び学際的応用を教授研究し、その深奥を学び、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び倫理観を培い、持続可能社会の構築に貢献する人材を育成するために、持続可能社会創成学環（修士課程）を設置している。

令和4年度に、医学、薬学、理学及び工学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する専門職業人又は教育研究者としての人材を育成するために、医薬理工学環（修士課程）を設置している。

令和6年度に、個人を尊重する共生の精神を基礎に、国際的・歴史的視野からの学術研究を推進し、広い視野を備えた主体性と創造性に富む人材を育成するために、経済学部を改組している。

令和6年度に、自然を律している基本的な原理や法則を究め、その成果に基づいた教育を行うことを使命とし、この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び高い研究能力を有し、リーダーシップをもって社会で活躍できる人材を育成するために、理学部を改組している。

令和6年度に、医学、薬学及び看護学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成するために、総合医薬学研究科に博士課程・博士後期課程を設置している。

令和6年度に、理工学及びその関連分野の学術的な理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び倫理観を培い、自然科学及び科学技術の発展に寄与する人材を養成するために、理工学研究科に博士後期課程を設置している。

令和6年度に、医学、薬学、理学及び工学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社

会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する専門職業人又は教育研究者としての人材を育成するために、医薬理工学環に博士後期課程を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究部の学系（人文科学系、教育学系、社会科学系、理学系、都市デザイン学系、工学系、医学系、薬学・和漢系、芸術文化学系、教養教育学系、教育研究推進系）に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、研究科については研究科長、学環については学環長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部には教授会、各研究科、各学環に委員会を置いている。理工学研究科及び教職実践開発研究科以外の各研究科と各学環には、代議員会を置いている。また、総合医薬学研究科と理工学研究科には、学系や課程ごとに部会を置いている。

各学部の教授会は、学部長、副学部長、各学部の教授、准教授、講師、助教等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各研究科、各学環の委員会は、研究科長（学環長）、副研究科長（副学環長）、各研究科（学環）の教員等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。なお、教養教育に関する重要事項は、教養教育院長、副院長、教養教育学系に所属する教員等から構成される教養教育院教授会で審議している。教職実践開発研究科以外の各研究科と各学環の代議員会は、研究科長（学環長）、副研究科長（副学環長）、各研究科（学環）の教員等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。総合医薬学研究科と理工学研究科の部会は、研究科長、副研究科長、各学系・課程の教員等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会等は、令和 5 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事、特命理事、副学長、研究科、教育部及び学環の長、学部長、教養教育院長、和漢医薬学総合研究所長、附属病院長、学系長、学系の教授各 1 人、附属病院に配置

する教授 1 人、事務局長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。
令和 5 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事・副学長（大学評価担当）を自己点検・評価の責任者、各中期計画を担当する理事、特命理事、副学長又は学長補佐をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としており、令和 6 年度は理事・副学長（教育担当）、副学長（教員養成担当）、副学長（学生支援担当）、理事・副学長（入試担当）、特命理事（施設担当）、理事・副学長（情報担当）、副学長（附属図書館担当）、理事・副学長（研究担当）、理事・副学長（国際担当）、理事・副学長（地域貢献担当）が担当している。この体制における中核的な審議機関は計画・評価委員会であり、その役割分担は内部質保証に関する規則に明確に定めている。中核的な審議機関である計画・評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する理事又は特命理事、各学系から選出された教授各 1 人、その他委員長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、芸術文化学部、都市デザイン学部においては、学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人文社会芸術総合研究科、総合医薬学研究科、理工学研究科、教職実践開発研究科においては、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

持続可能社会創成学環、医薬理工学環においては、学環長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、特命理事（施設担当）を責任者として施設マネジメント委員会が、情報設備については、理事・副学長（情報担当）を責任者として情報委員会が、附属図書館については、副学長（附属図書館担当）を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規則によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、副学長（学生支援担当）を責任者として教育・学生支援機構学生支援センター会議が、学生の就職支援については、副学長（学生支援担当）を責任者として教育・学生支援機構就職・キャリア支援センター会議が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規則によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生受入に関する重要事項全般については、理事・副学長（入試担当）を責任者として入学試験委員会、大学院入学試験委員会、教育・学生支援機構アドミッションセンター会議が質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規則によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する規則、教育課程、教職課程、学生支援及び学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、教育・学生支援機構における内部質保証実施手順に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを内部質保証に関する規則、教育課程、教職課程、学生支援及び学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、教育・学生支援機構における内部質保証実施手順に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する規則、教育課程、教職課程、学生支援及び学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、教育・学生支援機構における内部質保証実施手順、施設分野の内部質保証実施要領、ICT 分野の内部質保証実施要領、図書館分野の内部質保証実施要領、教育の国際化に関する分野の内部質保証実施要領、入学試験委員会で実施する学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、大学院入学試験委員会で実施する学生受入に関する分野の内部質保証実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、「内部質保証に関する規則に定める関係者からの意見聴取について」を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する規則、教育課程、教職課程、学生支援及び学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、教育・学生支援機構における内部質保証実施手順、施設分野の内部質保証実施要領、ICT 分野の内部質保証実施要領、図書館分野の内部質保証実施要領、入学試験委員会で実施する学生受入に関する分野の内部質保証実施要領、大学院入学試験委員会で実施する学生受入に関する分野の内部質保証実施要領に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2－3－1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、大学改革推進本部会議と教育研究評議会での審議ののち、役員会において審議、決定している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考基準、教員採用・選考についての指針、教育職員のエ教育研究組織及び業務研究組織への配置方針、学術研究部教育学系教員候補者選考内規等を定め、書類選考、面接、模擬授業等を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員業績評価実施要項、教員業績評価における各評価項目及び総合評価点の取扱いを策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価実施要項に基づき、評価区分が E 評価となった者について、学系長から当該者に対し業績の改善を目的とした指導助言するなど、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、全学 F D 2023、入学者選抜に関する F D、オンデマンド教材作成セミナー等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、T A、S A、助手を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、学務情報システム利用者説明会、富山県保健管理担当職研究会、技術研修、技術講演会、ティーチング・アシスタント（T A）に係る必要な研修等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び特命理事、事務局長、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（12 人以内）、その他学長が必要と認めた職員により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、放射線障害の防止、特定病原体等の安全管理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び個人情報保護は情報公開・個人情報保護委員会、公益通報者保護は倫理室、ハラスメント防止はハラスメント等防止委員会、安全保障輸出管理は安全保障輸出管理委員会、生命倫理は人を対象とした研究倫理室、倫理委員会、附属病院臨床倫理委員会等、動物実験は動物実験委員会及び遺伝子組換え生物等使用実験安全管理委員会、放射線障害の防止は放射線安全委員会、五福キャンパス放射線管理委員会及び杉谷キャンパス放射線管理委員会、特定病原体等の安全管理は病原体等安全管理委員会が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は危機管理室及び防火・防災委員会、情報セキュリティは危機管理室、情報委員会及び情報セキュリティ委員会、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は危機管理室及び研究不正防止対策推進室、学生危機対応は危機管理室が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 449 人、非常勤 254 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が基金運営委員会、入学試験委員会、共同利用・共同研究拠点設置推進委員会、附属図書館運営委員会、国際機構運営会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、令和 5 年度個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会（97 人参加）、ハラスメント防止等に関する研修会（814 人参加）、研究倫理講習会（220 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した法人監査室が、内部監査実施規則に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。法人監査室長は、監査実施計画を作成し、監査終了後は、速やかに監査報告書を取りまとめ、学長に報告している。なお、自己評価書提出時点には、内部監査の主体が他の部門から独立していなかったが、令和 6 年 10 月までに規則の改正が行われ、新たに独立性が担保された法人監査室が設置された。

監事、会計監査人及び監査室は、学長、理事とディスカッションや会計監査人による監査結果報告会等を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、自己評価書提出時点には、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 が公表を求める事項のうち教員の養成に係る教員の数について公表されていなかったが、令和 6 年 10 月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

五福キャンパス（富山市五福）、杉谷キャンパス（同市杉谷）、高岡キャンパス（高岡市二上町）の3キャンパスを有し、その校地面積は計 623,443 m²、校舎等の施設面積は計 287,752 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、同一学年でキャンパス間の移動が生じないようにするなど、キャンパス間の移動を必要最低限に抑える配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、附属病院、薬学部附属薬用植物園、工学部附属創造工学センター、機械工場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。五福キャンパス、杉谷キャンパス及び高岡キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、身体障害者用駐車場の確保、出入口の自動ドア化、車いす対応エレベーターの設置等を実施し、大学ウェブサイトでアクセシビリティ・マップ（バリアフリーマップ）を公開するなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラ・外灯の設置、ICカードによる時間外の入退館、AED（自動体外式除細動器）の設置等、配慮している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、五福キャンパス、杉谷キャンパス、高岡キャンパス内に設置しており、延面積 13,855 m²、閲覧座席数は 1,499 席である。原則として 8 時 45 分から 22 時まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 1,324,268 冊、学術雑誌 22,873 種、電子ジャーナル 39,816 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、学生会館ラウンジ、人文学部棟大学院生研究室及び情報処理実習室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援センター学生相談室、保健管理センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関

しては、ハラスメント等の防止等に関する規則等に基づき、相談員が相談窓口となり、ハラスメント等防止委員会と連携し、ハラスメント等に関する相談に対応している。

166 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、運動場、体育館、テニスコート等を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際機構、学務部国際課を設置し、国際サポーター、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、身体障害と発達障害、精神障害のある学生の修学支援、障害のある学生からの相談対応、発達障害のある学生の社会参入支援等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5－2－1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入学試験委員会、大学院入学試験委員会、入試検証委員会を置いている。

入学試験委員会、大学院入学試験委員会はアドミッションセンターと連携・協力して、入学者選抜の改善・検証に関する審議を行い、教育研究評議会に報告している。報告を受け、教育研究評議会は、意見交換を行い、入学試験委員会等に入学者選抜の見直しについての検討を命じている。具体的には、入学者選抜方法や募集人員の変更等の改善を行った。

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・人文学部：1.02倍
- ・教育学部：1.04倍
- ・経済学部：1.02倍
- ・理学部：1.04倍
- ・医学部：1倍
- ・薬学部：1.03倍
- ・工学部：1.02倍
- ・芸術文化学部：1.04倍
- ・都市デザイン学部：1.05倍

[修士課程]

- ・人文社会芸術総合研究科：0.98 倍
- ・持続可能社会創成学環：1.44 倍

[修士・博士前期課程]

- ・総合医薬学研究科：0.95 倍

[博士前期課程]

- ・理工学研究科：1.24 倍
- ・医薬理工学環：1.47 倍

[博士後期課程]

- ・総合医薬学研究科：0.67 倍
- ・理工学研究科：1.92 倍
- ・医薬理工学環：0.58 倍

[博士課程]

- ・総合医薬学研究科：1.38 倍

[専門職学位課程]

- ・教職実践開発研究科：1.04 倍

教育学部、人文社会芸術総合研究科（修士課程）、総合医薬学研究科（修士・博士前期課程）、理工学研究科（博士前期課程）、持続可能社会創成学環（修士課程）、医薬理工学環（博士前期課程）については令和4年度に設置されている。

総合医薬学研究科（博士後期課程）、総合医薬学研究科（博士課程）、理工学研究科（博士後期課程）、医薬理工学環（博士後期課程）については令和6年度に設置されている。

経済学部、理学部については令和6年度に改組されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として教職実践開発研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、教育上の必要性を鑑み 4 ターム制により授業が実施され、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げている。

いくつかの学部・研究科においては記載が必ずしも十分とはいえないものの、おおむねすべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

教育学部、経済学部、理学部において、教育上主要と認める授業科目は、原則として基幹教員が担当することとしているが、教育学部は令和 4 年度に設置、経済学部、理学部は令和 6 年度に改組したため、学年進行により専門科目の未開講が多く、教育上主要と認める授業科目における基幹教員の担当割合は現時点では若干低めの数値となっている。すべての研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、教育学部、経済学部、理学部、人文社会芸術総合研究科、総合医薬学研究科、理工学研究科、持続可能社会創成学環、医薬理工学環における状況は、別紙様式 6－4－4 のとおりである。

教職実践開発研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

人文社会芸術総合研究科、総合医薬学研究科、理工学研究科、持続可能社会創成学環、医薬理工学環においては、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、教育学部、経済学部、理学部、人文社会芸術総合研究科、総合医薬学研究科、理工学研究科、持続可能社会創成学環、医薬理工学環における状況は、別紙様式 6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4 のとおりである。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6-8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6-8-1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6-8-2 のとおりであり、新設の教育学部を除くすべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

人文社会芸術総合研究科、総合医薬学研究科、理工学研究科、持続可能社会創成学環、医薬理工学環について、修了時の学生からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。